

社会福祉法人宝地院福祉会 役員報酬等に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人宝地院福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において役員及び評議員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

（役員報酬）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会・評議員会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り役員等報酬を各人に支給する。施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

（1）理事会及び評議員会等に出席した場合

（理事、監事、評議員、その他理事長が必要と認めたもの）

1日3時間以内 10,000円

1日3時間以上 20,000円

（2）監事が、監査を実施した場合

1日3時間以内 20,000円

1日3時間以上1時間あたり10,000円の報酬を加算

（3）評議員選任解任委員が、委員会等に出席した場合

1日3時間以内 10,000円

1日3時間以上 20,000円

（4）役員等の報酬として、役員賠償保険に入ることができる。

（報酬の支払い方法）

第4条 報酬の支払いは、次の通りとする。

（1）第3条の役員等については、その都度現金にて支払う。

（2）報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 交通費については、実費が上記の報酬額を超える場合を除き、支払わない。

但し、報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 法人の業務で出張する役員等については、旅費・宿泊費等、旅費規程に基づいて支払う。

(退任慰労金)

第7条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、任期に応じた金額とし、退任時に現金にて支給する。

(1) 理事長

在任期間1期 20,000円

在任期間2期 30,000円

在任期間3期以上 50,000円

(2) 理事、監事

在任期間1期 20,000円

在任期間2期以上 30,000円

(3) 評議員

在任期間1期 20,000円

在任期間2期以上 30,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算とする。

(受章祝金)

第8条 役員等が功労により、厚生労働大臣、兵庫県知事の功労表彰または国の叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が疾病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める疾病見舞金を支給する。

(傷病見舞金)

第10条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じた別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第11条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第12条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改正)

第13条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人宝地院福祉会評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、平成29年6月20日から施行する。

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	ア、兵庫県知事、厚生労働大臣表彰受賞のとき	20,000円
	イ、国の褒章制度による褒章受章のとき	30,000円
	ウ、理事長が指定した褒章	10,000円
傷病見舞金	ア、私傷病見舞金	10,000円
	イ、業務上の傷病による見舞金(通勤災害を含む)	30,000円
災害見舞金	被害の程度によって 10,000円以上30,000円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	50,000円	弔電・供花
その他役員	30,000円	弔電・供花

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	20,000円	弔電・供花
父母	10,000円	弔電・供花
子	20,000円	弔電・供花